

## 建設常任委員会記録

令和8年3月11日（水）於 前川新館6階大会議室

開会 午前10時00分

散会 午前10時25分

### ○出席委員（7名）

6番 工藤賢生委員      7番 竹内博之委員      13番 蛭名正樹委員  
18番 野村太郎委員      21番 蒔苗博英委員      22番 松橋武史委員  
26番 工藤光志委員

### ○出席理事者（2名）

建設部長 木村和彦      土木課長 工藤昭仁

### ○出席事務局職員（2名）

主幹兼総務係長 秋村忠範      書記 須藤弘毅

---

【午前10時00分 開会】

### ○委員長（蛭名正樹委員） これより、建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本日の案件は、1、付託案件の審査について。2、閉会中の常任委員会の継続審査事件についての2件であります。

初めに、案件1、付託案件の審査を行います。

本定例会において、建設常任委員会に付託されました案件は議案1件であります。

なお、念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

---

### 議案第36号 市道路線の認定について

### ○委員長（蛭名正樹委員） 議案第36号市道路線の認定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。建設部長。

### ○建設部長（木村和彦） 議案第36号市道路線の認定について御説明申し上げます。

初めに、お手元の配付資料について御説明申し上げます。

資料1ページは、認定路線の理由や延長などをまとめた総括表となっております。

資料2ページは、認定路線の位置図で、資料3ページは、認定路線の路線図であります。

なお、各図面の色表示につきましては、赤色が今回の認定路線、緑色が認定済みの路線、黄色が県道を示しております。

それでは、議案の内容について御説明申し上げます。資料3ページをお開きください。

認定路線1、田茂木町1号線、延長94.7メートルは、開発道路の帰属により新たに市道として認定するものであります。

以上、1路線、延長94.7メートルの認定について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案の内容は以上でございますので、十分なる御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（蛭名正樹委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

○26番（工藤光志委員） 開発行為で帰属された道路ということですが、従前は道路であったのかどうか。私道とか県道とかがあるのですが、従前はどのような形態の道路であったのかお知らせください。

○土木課長（工藤昭仁） 今回の開発区域の従前の利用形態ですけれども、宅地の利用形態でして、道路等はございませんでした。

○26番（工藤光志委員） 宅地を開発して、その宅地に行くための道路を造って、それを帰属するのかお知らせください。

○土木課長（工藤昭仁） 従前は宅地で、そこに新たに道路を築造しまして、宅地も造成して、道路部分については、弘前市のほうに帰属するという形でございます。

○26番（工藤光志委員） 造成された宅地の面積次第なのだけれども、道路を造って帰属するに当たって、幅員はどの程度で、造成された宅地は何区画なのかお知らせください。

○土木課長（工藤昭仁） 幅員については、6メートルから11メートルございます。宅地の区割りについてはすけれども、7区画ございます。

○18番（野村太郎委員） 今の工藤委員からの質疑に近いというか、関連すると思うのですけれども。地図を見ると、大杵根神社のところにかかっているように見えるのですけれども、実際の道路はきちんと回避された形になっているのでしょうか。

○土木課長（工藤昭仁） 大杵根神社については、区域には入ってございません。

○委員長（蛭名正樹委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蛭名正樹委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蛭名正樹委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蛭名正樹委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

〔理事者退室〕

○委員長（蛭名正樹委員） 次に、案件2、閉会中の常任委員会の継続審査事件についてを議題といたします。

暫時休憩して会議を進めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蛭名正樹委員） 御異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

【午前10時10分 休憩】

---

休憩中、委員長より、常任委員会の行政調査を議会閉会中に実施する場合、調査実施前の本会議において、閉会中の継続審査事件について議決を得る必要がある。その際の調査事項は、ある程度具体的な事項とする必要があることから、配付している調査事項案を建設常任委員会の調査項目としてよろしいか御協議いただきたいとの説明がなされ、協議の結果、異議なく了承されたところである。

---

【午前10時24分 開議】

○委員長（蛭名正樹委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

配付しております調査事項「土木・河川等の維持・整備について」「都市計画道路等の都市基盤整備について」「街づくり支援制度等の整備について」「地域公共交通施策等について」「住宅・建築施策等について」「上下水道事業等について」を閉会中の継続審査として決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（蛭名正樹委員） 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査事件として可決いたしました。

以上をもって、本日の案件は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午前10時25分 散会】